

# 「尼崎市使い捨てプラスチック代替製品利用促進補助金」申請の手引

問合せ先 尼崎市 経済環境局 環境部 資源循環課

TEL:06-6409-1341

MAIL:ama-gomigen@city.amagasaki.hyogo.jp

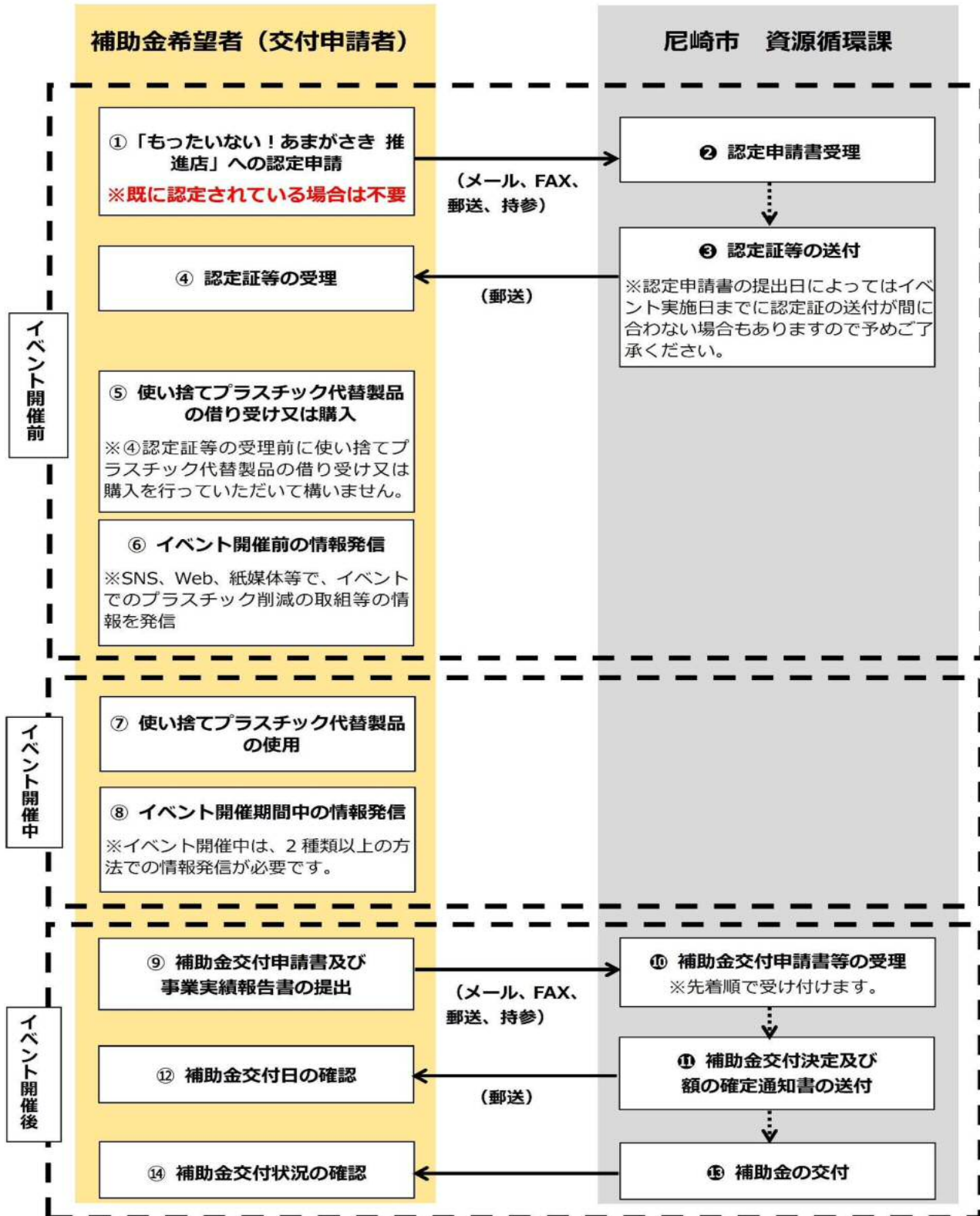
## ご注意ください!

- ・補助対象事業や補助金の交付の要件等を満たしていない場合、補助金を交付することができません。
- ・本手引や要綱をよくお読みいただき、補助対象事業の内容や補助金の交付の要件等を満たしているかご確認ください。
- ・補助金の交付の要件等、ご不明な点がある場合、リユース食器等のレンタルやプラスチック代替容器等の購入前に、資源循環課まで必ずご相談ください。

# 1 本補助金の目的

地球温暖化問題や海洋プラスチックごみ問題等のプラスチックに係る環境問題の対策として、イベントにおける使い捨てプラスチックの使用を削減するとともに、プラスチックごみ削減に係る市民等の意識醸成を図ることを目的としています。

# 2 補助金交付の流れ



### 3 補助事業内容

#### (1) リユース食器等のレンタル費の補助事業

イベントで使用するリユース食器等をレンタル(賃貸借契約)する際の費用の補助を行います。

##### リユース食器等って？

高温で殺菌及び洗浄することにより繰り返し利用できる飲食用容器や箸などのことをいいます。  
また、フォーク・スプーン・テーブルナイフ・マドラー・ストローも補助の対象です。

##### リユース食器ってどこで借りられるの？

リユース食器の貸し出し、洗浄サービス、イベントのコーディネートなどを行う団体が参加する「リユース食器ネットワーク」に参加団体一覧が掲載されていますので、参考にしてください。

URL:<https://www.reuse-network.jp/network/>



##### ア 補助金の交付の条件

- ① 紙又は発泡スチロール以外で、繰り返し使用するために、メラニン、ポリプロピレンや強化磁器等で製造された割れにくく破損しにくいリユース食器等を使用すること。
- ② 使用するリユース食器等を衛生的に洗浄及び保管できる施設をもった事業者からレンタルし、その使用は、衛生的な環境の下で使用すること。
- ③ 「もったいない！あまがさき 推進店」認定制度実施要綱第3条の規定による認定を受けること。P.7
- ④ イベント開催日前に、補助対象事業の取組内容及びその他使い捨てプラスチック代替製品の利用促進に資する情報を SNS、Web、紙媒体等により発信すること。P.9
- ⑤ イベント開催期間中に、市民及び来場者等に対し補助対象事業の取組内容及びその他使い捨てプラスチック代替製品の利用促進に資する情報を SNS、Web、紙媒体等のうち、少なくとも2種の方法を用いて発信すること。P.10

**※ 交付条件を満たしていない場合、補助金交付ができませんので  
必ず①～⑤すべての取組を行ってください**

## イ 補助対象経費

### ① リユース食器等のレンタル費

※ 補助の対象は、当該イベントで使用する見込み個数までとします。

### ② リユース食器等のレンタルに係る送料

### ③ 食器洗浄機及び残飯入れなどのザル・バケツ類等のレンタル費

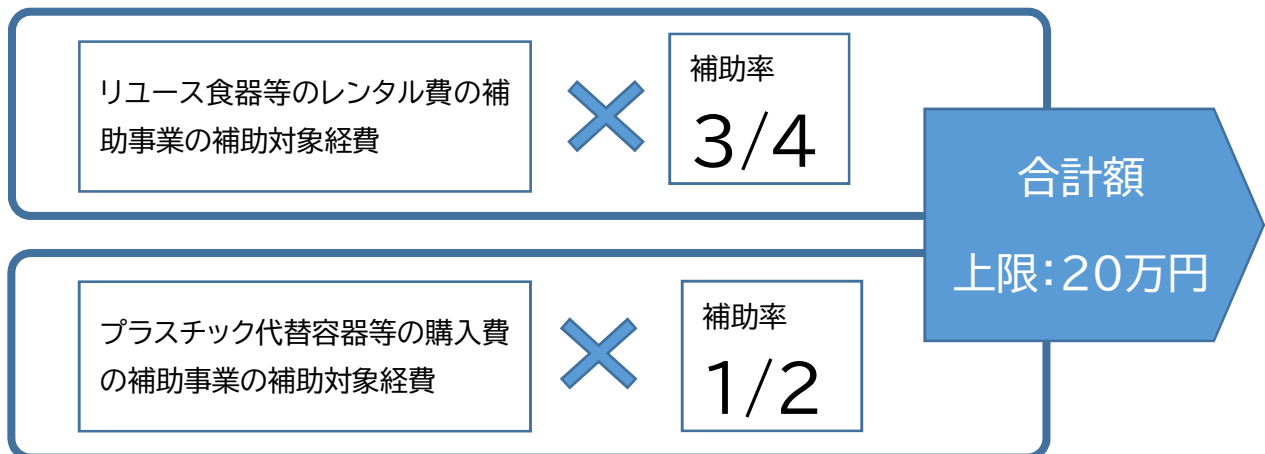
### ④ 食器洗浄機及び残飯入れなどのザル・バケツ類等のレンタルに係る送料

## ウ 補助率

3/4

## エ 補助金の額

補助対象経費の合計額に補助率を乗じた額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、1補助対象イベントにつきプラスチック代替容器等の購入費の補助事業に係る補助金の合計額とあわせて200,000円を上限とします。



## (2) プラスチック代替容器等の購入費の補助事業

イベントで使用するプラスチック代替容器等を購入する際の費用の補助を行います。

### プラスチック代替容器等って？

次のいずれかに該当するもののことを指します。

- ① 紙、木などプラスチック以外の素材でできた飲食用容器等
- ② 食べられる素材でできた飲食用容器等及び箸
- ③ プラスチック製の飲食用容器等であって、再生プラスチックを配合したもの(公益財団法人日本環境協会によるエコマークの認定を受けたものに限る。)
- ④ プラスチック製の飲食用容器等であって、バイオプラスチックを配合したもの(一般社団法人日本有機資源協会、又は日本バイオプラスチック協会による認定を受けたものに限る。)
- ⑤ プラスチック製の飲食用容器等であって、鉱石などを配合したもの(プラスチック使用量が50重量パーセント未満のものに限る。)

### フォークやスプーンも補助の対象なの？

フォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー、ストローが補助の対象になります。ただし、木製の割り箸等はプラスチック代替容器等には当らず、原則補助の対象外となりますのでご注意ください。

#### ア 補助金の交付の条件

- ① 「もったいない！あまがさき 推進店」認定制度実施要綱第3条の規定による認定を受けること。

P.7

- ② イベント開催日前に、補助対象事業の取組内容及びその他使い捨てプラスチック代替製品の利用促進に資する情報を SNS、Web、紙媒体等により発信すること。

P.9

- ③ イベント開催期間中に、市民及び来場者等に対し補助対象事業の取組内容及びその他使い捨てプラスチック代替製品の利用促進に資する情報を SNS、Web、紙媒体等のうち、少なくとも2種の方法を用いて発信すること。

P.10

#### イ 補助対象経費

プラスチック代替容器等の購入費

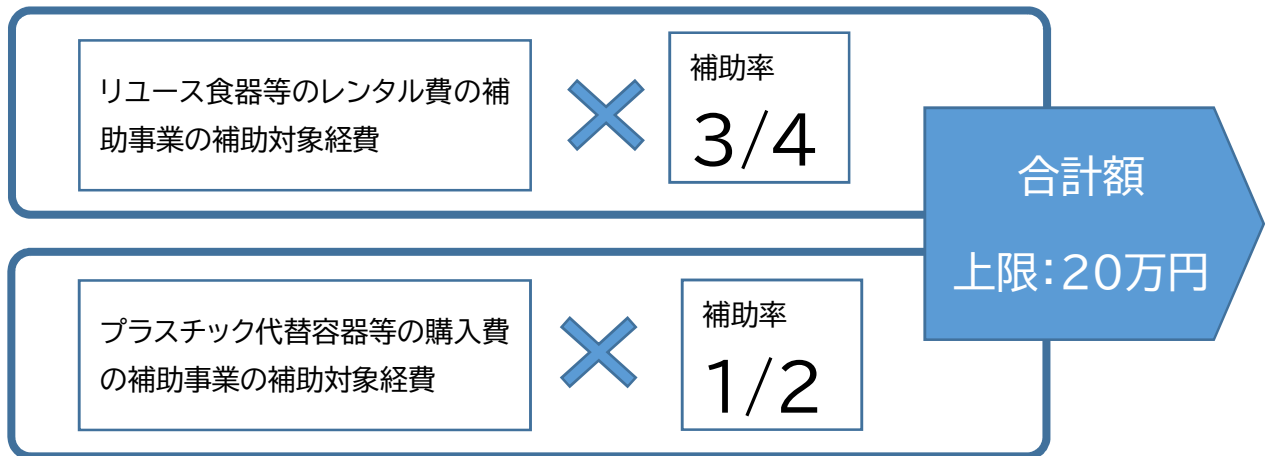
※ 補助の対象は、当該イベントで使用する見込み個数までとします。

#### ウ 補助率

1/2

## エ 補助金の額

補助対象経費の合計額に補助率を乗じた額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、1補助対象イベントにつきリユース食器等のレンタル費の補助事業に係る補助金の合計額とあわせて 200,000 円を上限とします。



## 4 補助対象者

本補助金の交付を受けることができる者は、下記のいずれにも該当する者としてします。

なお、イベントを主催又は共催する団体とは、自治会、商店会、事業者（商業、工業その他事業を営むもの（国及び地方公共団体を除く。）をいう。）、NPO 法人、自治会や事業者等により組織される実行委員会その他市長が認める団体を指します。

- (1) イベントを主催又は共催する団体及び個人
- (2) 団体等が、尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という）でないこと。

※ 補助対象者は、1イベントにつき1団体等とします。（1イベントに対し、2つ以上の団体等から補助金の交付申請があった場合は、最も先に交付申請を行い受付が行われた団体等を補助対象とします。）

## 5 補助対象イベント

「イベント」とは、大会、式典、マルシェ、祭礼、縁日、展示会その他の多数の物の集合する催し等のことをいい、本補助金の交付の対象となるイベントは下記のいずれにも該当するものとしてします。

- (1) 団体等が主催又は共催するイベントが尼崎市内で行われること。
- (2) 参加者を広く募集し、不特定多数の市民等が参加申込又は参加できるイベントであること。
- (3) イベントを、当該年の4月1日から翌年の3月31日までの間に実施し、及び完了すること。

※ ただし、補助対象イベントが、次のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付対象とはしません。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのあるもの
- (2) 特定の思想、宗教の布教又は勧誘及び政治的活動に基づくもの
- (3) 市の名誉を傷つけ、若しくは信用を失墜させる場合又はそのおそれがある場合
- (4) この要綱における補助対象経費について、市、国、兵庫県等の他の制度による補助又は助成等を受けている場合
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき

## 6 必要手続き

### イベント実施前

#### 「もったいない!あまがさき 推進店」への認定申請

※ 既に認定されている場合は不要です。

「もったいない!あまがさき 推進店」とは、食品ロス削減やプラスチックごみ削減を推進するため、小盛メニューの導入などで食品ロスの削減や、スプーン等のプラスチック使用製品の要否確認などでプラスチックごみ削減に取り組む飲食店、小売店及び宿泊施設などを認定する制度です。イベントでのプラスチックごみ削減に係る取組も認定の対象となります。

認定したお店等に対しては、認定証や啓発資材(ポスター、ステッカー)を郵送で送付させていただきます。

ただし、認定申請書の提出日によっては、イベント実施日までに認定証等の送付が間に合わない場合もありますので、予めご了承ください。

#### (1) 申請方法

認定制度実施要綱をご確認の上、「もったいない!あまがさき 推進店」認定申請書に必要事項を記入し、メール、FAX、郵送、持参のいずれかで申請してください。

「もったいない!あまがさき 推進店」の認定申請書は下記URLからダウンロードしてください。

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/gomi/genryou/1030132.html>



#### (2) 申請窓口

尼崎市 経済環境局 環境部 資源循環課

〒660-0842

兵庫県尼崎市大高洲町8番地

TEL(06)6409-1341 FAX(06)6409-1277

MAIL [ama-gomigen@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-gomigen@city.amagasaki.hyogo.jp)



## 使い捨てプラスチック代替製品のレンタル又は購入

レンタル又は購入する使い捨てプラスチック代替製品が本補助制度の対象となるか、本手引き 2～5 ページや要綱をよくご確認ください。

補助の対象かご不明な場合は、当該製品をレンタル又は購入する前に資源循環課までお問合せください。

なお、「もったいない！あまがさき 推進店」の認定証等の受け取り前に、使い捨てプラスチック代替製品のレンタル又は購入をしていただいても構いません。

**(ご注意ください!!)**

・事業実績報告の際に、

**補助対象経費に係る領収書及びその他補助対象経費を支出したことを証する書類(写し可)(※1)**

**使い捨てプラスチック代替製品の实物写真又はカタログ等(※2)**を提出していただきます。

(※1)

次の(1)～(3)全てを満たす書類を添付してください。

(1) 次の①～⑤全てが確認できること

①支払年月日、②支払先名、③支払者氏名、④種別(品名)、⑤金額

(2) 申請者に対して発行されたものであること

(3) レンタルしたリユース食器等、食器洗浄機及び残飯入れなどのザル・バケツ類等及び購入したプラスチック代替容器等の個数が確認できること

(※2)

リユース食器等のレンタル費の補助事業を実施した場合、レンタルしたリユース食器等、食器洗浄機及び残飯入れなどのザル・バケツ類等の实物写真又はカタログ等を添付してください。

プラスチック代替容器等の購入費の補助事業を実施した場合、次の(1)～(2)全てを満たす实物写真又はカタログ等を添付してください。

(1) 紙や木等の素材でできていること、食べられる素材でできていること、(公財)日本環境協会の認定マーク(エコマーク)、日本バイオプラスチック協会の認定マーク(バイオマスプラマーク、生分解性プラマーク、生分解性バイオマスプラマーク)、(一社)日本有機資源協会の認定マーク(バイオマスマーク)が付いていることが確認できること

(2) 何枚又は何個入りか内容個数が確認できること

## イベント実施前の情報発信

### (1) 情報発信の媒体

次のいずれかの媒体により、補助対象事業の取組内容及び使い捨てプラスチック代替製品の利用促進に資する情報の発信を行い、市民及び来場者等に対しプラスチックごみ削減に係る周知を実施してください。

- ① SNS(インスタグラム、Twitter等)
- ② Web
- ③ チラシ
- ④ ポスター など

### (2) 情報発信のキーワード

情報発信を行う際は、下記のキーワードを必ず含めてください。

- ① 「プラスチック」
- ② 「プラスチック代替製品」又は「紙製容器」又は「バイオプラスチック容器」又は「リユース容器」など
- ③ 「尼崎市使い捨てプラスチック代替製品利用促進補助金」

下記に例を挙げますが、きつともっと良いものがあるはず。皆さんの素敵なアイデアをお待ちしております。

#### (例1)

- ・本イベントでは、プラスチックごみの削減に向け、バイオプラスチック容器で飲食物の提供をいたします。来場される方にもこの取り組みをきっかけにバイオプラスチック容器等を知っていただき、プラスチックごみについて考えるきっかけになればと思っております。
- ・なお、本イベントは、「尼崎市使い捨てプラスチック代替製品利用促進補助金」を活用しております。

#### (例2)

- ・本イベントでは、環境に配慮してリユース食器を使用します。
- ・使い捨てプラスチックの使用が見直されている今、イベントからプラスチックごみを減らそう！
- ・なお、本イベントは、「尼崎市使い捨てプラスチック代替製品利用促進補助金」を活用しております。

### (ご注意ください!!)

事業実績報告の際に、情報発信の状況が分かる資料を提出していただきます。

- (例)・SNS(インスタグラム、Twitter等)やWebでの投稿が分かる画像
- ・チラシやポスターの現物 など

## イベント実施中

### 使い捨てプラスチック代替製品の使用

(ご注意ください!!)

事業実績報告の際に、補助事業の実施が確認できる写真等を提出していただきます。

(例)・イベント内でのプラスチック代替製品の使用が確認できる写真

### イベント実施中の情報発信

#### (1) 情報発信の媒体

次のいずれか2つ以上の媒体により、補助対象事業の取組内容及び使い捨てプラスチック代替製品の利用促進に資する情報の発信を行い、市民及び来場者等に対しプラスチックごみ削減に係る周知を実施してください。

※2つ以上の媒体での情報発信を必須条件としています。

- ① 市から貸与するのぼりで情報発信
- ② チラシで情報発信
- ③ ポスターで情報発信
- ④ 音声アナウンスで情報発信 など

#### (2) 情報発信のキーワード

チラシ、ポスター、音声アナウンスで情報発信を行う際は、下記のキーワードを必ず含めてください。

- ① プラスチック
- ② 「プラスチック代替製品」又は「紙製容器」又は「バイオプラスチック容器」又は「リユース容器」など

(ご注意ください!!)

事業実績報告の際に、情報発信の状況が分かる資料を提出していただきます。

(例)・のぼりを掲示していたことが分かる写真

- ・チラシやポスターの現物
- ・音声アナウンスした際原稿 など

## 交付申請書及び事業実績報告書の提出

### (1)申請方法

「尼崎市使い捨てプラスチック代替製品利用促進補助金交付申請書兼請求書」及び「事業実績報告書」に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、メール、FAX、郵送、持参のいずれかで申請してください。

・「交付申請書兼請求書」及び「実績報告書」の様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

URL: <https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/gomi/genryou/1033770.html>



### (2)同封するもの

- ・交付申請書兼請求書
- ・事業実績報告書

事業実績報告書には、次の7点を必ず添付してください。

#### (1)補助対象経費に係る領収書及びその他補助対象経費を支出したことを証する書類

※次の①～⑤全てが確認できること

①支払年月日、②支払先名、③支払者氏名、④種別(品名)、⑤金額

※申請者に対して発行されたものであること

※「3 補助対象経費の内訳及び補助金交付申請額」に記載のレンタルしたリユース食器等、食器洗浄機及び残飯入れなどのザル・バケツ類等及び購入したプラスチック代替容器等の個数が確認できること

#### (2)レンタルしたリユース食器等、食器洗浄機及び残飯入れなどのザル・バケツ類等の実物写真又はカタログ等

#### (3)購入したプラスチック代替容器等の実物写真又はカタログ等

※紙や木等の素材でできていること、食べられる素材でできていること、(公財)日本環境協会の認定マーク(エコマーク)、日本バイオプラスチック協会の認定マーク(バイオマスプラマーク、生分解性プラマーク、生分解性バイオマスプラマーク)、(一社)日本有機資源協会の認定マーク(バイオマスマーク)が付いていることが確認できること

※何枚又は何個入りか内容個数が確認できること

#### (4)イベント実施時の写真(イベント時の使い捨てプラスチック代替製品の利用状況等を確認できるもの)

#### (5)イベント内容が分かる資料(チラシ等)

#### (6)イベント開催前及びイベント開催中の情報発信の状況が分かる資料

#### (7)アンケート

### (3) 提出期限

原則としてイベント終了後、2週間以内に提出すること。

#### (4) 申請先

〒660-0842

兵庫県尼崎市大高洲町8番地

TEL(06)6409-1341 FAX(06)6409-1277

MAIL [ama-gomigen@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-gomigen@city.amagasaki.hyogo.jp)

#### 補助金の受領

・市で交付申請書等の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認められた場合は、「補助金交付決定及び額の確定通知書」を郵送で送付します。

・「補助金交付決定及び額の確定通知書」に記載の「補助金の額」が交付申請書で指定した口座に振り込まれますので、補助金交付状況の確認を行ってください。

なお、補助対象事業や補助金の交付の要件等を満たしていない場合、補助金を交付することができませんので、本手引や要綱をよくご確認いただき、補助対象事業の内容や補助金の交付の要件等を満たしているか申請前に必ずご確認ください。

#### 補助金の交付決定の取消し・返還

(ご注意ください!!)

以下の場合、補助金の交付決定を受けていても、交付決定の取り消し又は返還を求められます。

- (1) 偽りその他不正の手段により本補助金の交付を受けたとき。
- (2) 本補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定等の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 要綱第9条の規定による報告等について、正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (5) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (6) 暴力団等に該当するとき。
- (7) 本補助金の交付により暴力団の利益になるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本補助金の交付が不相当と市長が認めたとき。

# 様式集

尼崎市使い捨てプラスチック代替製品利用促進補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

尼崎市長 あて

申請者 住 所 〒

氏 名

（団体にあつては所在地、名称及び代表者の氏名）

尼崎市使い捨てプラスチック代替製品利用促進事業補助金交付要綱第6条に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。また、交付決定があつた後は、交付決定された補助金を下記の口座に振り込んでいただきますようお願いいたします。

1 補助金交付申請額等

イベント名	
補助対象事業	1 リユース食器等の借り受け費の補助事業 <input type="checkbox"/> 2 プラスチック代替容器等の購入費の補助事業 <input type="checkbox"/>
補助対象経費	1 上記1事業に係る対象経費 _____ 円 2 上記2事業に係る対象経費 _____ 円
補助金申請額	_____ 円

2 補助金振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 組合・農協 ( )	支店名	本店・支店 出張所・( )
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ( )	口座番号	
口座名義人	フリガナ		

※口座名義は、申請者と同一の名義であること。口座名義が異なる口座への振込を希望する場合は、裏面の受領委任欄に必要事項を記載の上、提出すること。

令和 年 月 日			
します。			
交付決定額	_____ 円	尼崎市決裁欄	
		課長	係長 係

3 受領委任（口座名義人が申請者以外の場合のみ記載）

表面口座名義人を代理人と定め、補助金の受領を委任します。

受任者の地位： グループの会計係  その他（ ）

4 連絡先

連絡先	担当者名：
	電話：
	E-mail：
送付先住所	〒            —

※通知文書等が確実に到達する住所を記入し、変更した際は速やかに尼崎市に連絡すること。

5 誓約事項

- (1) 尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年尼崎市条例第 13 号、以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、次のとおり誓約します。
  - ア 暴力団（条例第 2 条第 2 号に規定するもの）、暴力団員（同条第 3 号に規定するもの）又は暴力団密接関係者（同条第 4 号に規定するもの）に該当しないこと。
  - イ アの該当の有無を確認するため、尼崎市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
  - ウ 本交付申請書等を尼崎市が兵庫県警本部に提出することについて同意すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、尼崎市が定める補助対象者の条件を満たしています。
- (3) 本申請に係る補助対象事業は、尼崎市が定める補助金の交付の条件を満たしています。
- (4) 本申請に係るイベントは、尼崎市が定める補助対象イベントの条件を満たしています。
- (5) 申請内容について尼崎市から問合せや現地調査、是正のための措置の求めがあった場合は誠実にこれに応じます。また、必要な範囲で税務情報及び住民基本台帳の情報を市が閲覧することに同意します。
- (6) 本補助金により取得した物について、本補助金の交付の目的に従い適正に使用しました。また、未使用分についても、本補助金の交付の目的に従い適正な使用を図ります。
- (7) 申請内容や誓約事項に虚偽が判明した場合は、尼崎市の指示に従い、本補助金の全部又は一部を返還します。

以 上



## 事業実績報告書

令和 年 月 日

尼崎市長 あて

申請者 住 所 〒

氏 名

(団体にあっては所在地、名称及び代表者の氏名)

## 1 イベント概要

イベント名	
開催日時	
開催場所	
来場人数	
主催者又は共催者	

## 2 補助対象事業の実施概要（該当するものに全てチェックを入れてください。）

種 別	取組の具体的内容	
□1 リユース食器等の 借り受け費の補助事 業	リユース食器等の種別	
	□飲食用容器 □スプーン □フォーク □ナイフ □ストロー □箸 □その他（ ）	
□2 プラスチック代替 容器等の購入費の補 助事業	プラスチック代替容器等の種別	プラスチック代替容器等の素材
	□飲食用容器 □スプーン □フォーク □ナイフ □ストロー □マドラー □箸 □その他（ ）	□紙 □木 □食べられる素材 □再生プラスチックを配合したもの □バイオプラスチックを配合したもの □鉱石を配合したもの □その他（ ）
	□飲食用容器 □スプーン □フォーク □ナイフ □ストロー □マドラー □箸 □その他（ ）	□紙 □木 □食べられる素材 □再生プラスチックを配合したもの □バイオプラスチックを配合したもの □鉱石を配合したもの □その他（ ）
	□飲食用容器 □スプーン □フォーク □ナイフ □ストロー □マドラー □箸 □その他（ ）	□紙 □木 □食べられる素材 □再生プラスチックを配合したもの □バイオプラスチックを配合したもの □鉱石を配合したもの □その他（ ）

## 備考

プラスチック代替容器等の種別は、購入した素材ごとにチェックを入れてください。（例：紙製の飲食用容器とストロー、木製の飲食用容器とスプーンを購入した場合、1行目は「飲食用容器」、「ストロー」と「紙」の□にチェックを入れ、2行目は「飲食用容器」「スプーン」と「木」の□にチェックを入れてください。）3種類以上の素材のプラスチック代替容器等を購入した場合は、行を追加してください。）

3 補助対象経費の内訳及び補助金交付申請額

区分	種別	個数	金額（税抜）円
リユース食器等の借り受け費（税抜）			
食器洗浄機及び残飯入れなどのザル・バケツ類等の借り受け費（税抜）			
送料（税抜）			
補助対象経費合計（税抜）			
補助対象経費合計（税抜）×補助率【3／4】（10円未満切り捨て）①			
プラスチック代替容器等の購入費（税抜）			
補助対象経費（税抜）			
補助対象経費（税抜）×補助率【1／2】（10円未満切り捨て）②			
補助上限額 ③			200,000
補助金交付申請額（10円未満切り捨て） ※①+②又は③のいずれか低い額			

備考

支出の欄は、種別ごとに金額の多いものから順に記入してください。

#### 4 補助対象事業の取組内容等の情報の発信方法及び発信日

	発信方法	発信日
イベント開催前	<input type="checkbox"/> SNS (インスタグラム、Twitter 等)	
	<input type="checkbox"/> WEB (イベントのホームページ等)	
	<input type="checkbox"/> チラシ	
	<input type="checkbox"/> ポスター	
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
イベント開催中	<input type="checkbox"/> パンフレット等	
	<input type="checkbox"/> ポスター	
	<input type="checkbox"/> のぼり	
	<input type="checkbox"/> 使い捨てプラスチック代替製品の展示	
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	

備考

イベント開催中は2つ以上の情報発信の実施が補助金の交付の条件です。

#### 5 添付資料

- (1) 補助対象経費に係る領収書及びその他補助対象経費を支出したことを証する書類 (写し可)
  - ※ 次の①～⑥全てが確認できること
    - ①支払年月日、②支払先名、③支払団体(者)名、④種別(品名)、⑤金額
  - ※ 申請者に対して発行されたものであること
  - ※ 「3 補助対象経費の内訳及び補助金交付申請額」に記載の借り受けたリユース食器等、食器洗浄機及び残飯入れなどのザル・バケツ類等及び購入したプラスチック代替容器等の個数が確認できること
- (2) 借り受けたリユース食器等、食器洗浄機及び残飯入れなどのザル・バケツ類等の実物写真又はカタログ等
- (3) 購入したプラスチック代替容器等の実物写真又はカタログ等
  - ※ 紙や木等の素材でできていること、食べられる素材でできていること、(公財)日本環境協会の認定マーク (エコマーク)、日本バイオプラスチック協会の認定マーク (バイオマスプラマーク、生分解性プラマーク、生分解性バイオマスプラマーク)、(一社)日本有機資源協会の認定マーク (バイオマスマーク) が付いていることが確認できること
  - ※ 何枚又は何個入りか内容個数が確認できること
- (4) イベント実施時の写真 (イベント時の使い捨てプラスチック代替製品の利用状況等を確認できるもの)
- (5) イベント内容が分かる資料 (チラシ等)
- (6) イベント開催前及びイベント開催中の情報発信の状況が分かる資料
- (7) アンケート

## 補助金交付決定及び額の確定通知書

尼資源第 号一  
令和 年 月 日

様

尼 崎 市 長  
松 本 眞

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付決定及び額の確定をしたので、尼崎市使い捨てプラスチック代替製品利用促進補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、通知します。

### 記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費 金 \_\_\_\_\_ 円

補助金の額 金 \_\_\_\_\_ 円

- 2 補助対象者は、尼崎市使い捨てプラスチック代替製品利用促進補助金交付要綱に従わなければならない。
- 3 本補助金の使途については、暴力団等への利益となる行為へは使用しないこと。なお、その使途がその条件に該当した場合においては、返還等の請求を行う。

以 上

様式第4号（第7条関係）

## 補助金不交付決定通知書

尼資源第 号一  
令和 年 月 日

様

尼 崎 市 長  
松 本 眞

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記の理由により不交付とすることを決定したので、尼崎市使い捨てプラスチック代替製品利用促進補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、通知します。

（交付しない理由）

以 上